

[資料] 災害時における宇部市、宇部市内郵便局間の相互協力に関する覚書

宇部市長（以下「甲」という。）及び宇部市内郵便局代表者宇部郵便局長（以下「乙」という。）は、宇部市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、宇部市及び宇部市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、宇部市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができる。ただし、宇部市内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、宇部市長及び宇部市を管轄する集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

（1）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取り扱い及び援護対策

（2）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用

（3）乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用

（4）宇部市または郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

（5）乙は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置

（6）その他前記（1）～（5）に定めない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（本部会議等への出席）

第5条 甲は必要と認められるときは、乙を本部会議等に出席させることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 宇部市内の郵便局は、宇部市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては宇部市総務部防災課長、乙においては宇部郵便局総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年6月11日

甲 宇部市
宇部市長 藤田 忠夫

乙 宇部市内郵便局代表者
宇部郵便局長 梅田 裕民